宮廷御用の幕末

福田道宏

はじめに

言うまでもなく幕末とは政治史上の徳川政権末期を指す用語である。この幕末を最後に近世は終わり、近代が始まったとされる。しかし、あらゆる時代区分がそうであるように、時代は、政体が変わる時のように、或る一日、或る一年を境に突如として変化するものではない。前の時代を生きていた人々は、次の時代にも生きており、非連続性よりも強い連続性がある。とは言え、美術史上の近世から近代への移行も、政治史に劣らず、大きな転換点であった。近世まで美術を支えていた権威や諸制度が消滅したり、衰えたりするなか、廃業したり転業したりした者も少なくない。その一方で、新しい時代の要請に応えて、形態を変えながら近代美術のなかに組み込まれていった者もいる。本稿では、この転換点に着目し、宮廷における絵師の御用を、幕末に絞って見てゆく。

まず、はじめに確認しておきたい。幕末が徳川政権の瓦解にいたる近世末期であることは当然として、具体的にいつからいつまでを指すのか。林屋辰三郎「幕末期の文化的指標」では「日本歴史の時代区分のなかには、とくに幕末という一定の時代があるわけではない。しかし幕末といえば、ふつう江戸幕府末期という意味にうけとり、明治維新と引きつづいて、幕末維新期などと呼ぶ。これは江戸幕府が武家による幕府政治の最後であったので、幕末というなかに、江戸幕府だけでなく武家幕府の終末という意味もふくみこめて、封建社会から近代への一大変革を表現するようになったのであろう」と記したうえで、時代区分して「一口に幕末期といっても、その範囲には広狭がある。［中略］幕末の第一の時期は天保の改革を中心として天保八年（一八三七）から、嘉永四年（一八五一）までを考えることができる」とする[1]。これを収める『幕末文化の研究』は、京都大学人文科学研究所の共同研究報告書であり、これに先立つ『化政期の文化』のあとを承けてのものだったため天保を起点にしたのであろう。

子母澤寛は「幕末研究」[2]で「私は歴史家ではないから、別にはっきりした根拠があっていうんじゃアありませんが、実は、幕末、自分の肌に合う程度において幕末と見ているのは、文久以降と自分勝手に定めてかかっているんです」というが、その直前に「大抵は嘉永六年六月のペルリ来航から論じます」とも記していて、「学者によってはもっともっと、十年も二十年も前にさかのぼって論じている人もあ」り、諸説ある、と延べる。そして、自分がペリー来航ではなく文久からとする理由を「ペルリがやって来て、使者に立った幕府の役人が泡をくって馬の尻の方へ向いて乗ったなんて時代は、まだ幕府崩壊、即ち幕末時代のほんの第一歩で、いわば内訌時代ですね」、「そこへ行くと、もう文久となると、江戸も京都も大変なもんで、面白いことが、続々として発生しましたね」と書く。子母澤の題材とするような「面白いこと」が起こる時代に限るということなのだろう。

しかし、やはり、一般的には嘉永六年（一八五三）ペリー提督率いる米国艦隊の来航前後を起点とすることが多いだろう。たとえば、半藤一利の、その名も『幕末史』[3]は、講座で「おしゃべりしたことをまとめたもの」でその第一回、つまり第一章は「幕末のいちばん長い日」と題され、ペリー来航から語り起こす。

歴史学では、山川出版社の『日本通史』三巻のうち第二巻、水林彪『日本通史Ⅱ近世　封建制の再編と日本的社会の確立』[4]は、巻頭「本巻のはじめに」で、戦国時代に始まる近世史を四期に分け、その第三期を「十七世紀後期から幕末維新変革直前までの幕藩体制の確立と展開の時代」、第四期を「幕末維新・明治初年の幕藩体制の崩壊と近代天皇制国家の形成の時代」とし、当該巻では「第三期までとし、幕末維新期の叙述は、第三巻の近現代編にゆずる」と断る。同第三巻、宮地正人『日本通史Ⅲ近現代　国際政治下の近代日本』[5]の巻頭「本巻のはじめに」では、「本巻は、幕末ペリー来航と日本の開国から、一九八〇年代までの日本の幕末・近現代史の歴史過程を対象に」すると記し、その第一章第一節は「開国前夜」、続く第二節は「和親条約と幕政改革」と題されている。

『新体系日本史1国家史』は、時代区分として古代、中世、近世、近代・現代の四つに分け、その第四部「近代・現代の国家」の第一章「太政官体制」の第一節は「アヘン戦争と和親条約」である。この章を執筆した宮地正人は

「序」において、「筆者は本巻で幕末維新期の執筆を担当」したと述べており、近代の始まり「幕末維新期」の起点は、ここでも開国前後にある(6)。

さて、本稿での範囲だが、嘉永末年から慶応年間までの時期を指すものとする。一般の理解にも近いものだが、美術史の場合、この時期に政治史のように何か大きな事件があった訳ではない。どちらかと言えば、より大きな変化は慶応年間から明治初年にかけて起こる。具体的に言えば、絵描きたち、特に本稿で扱うような近世宮廷の御用絵師たちが存立の基盤としていた制度が瓦解するのは徳川政権の瓦解と、その後の秩禄処分、そして東京奠都においてである。そこで、本稿では、この変革に対応した、或いは対応しきれなかった宮廷の御用絵師たち、宮廷の御用絵師でなくなってしまった絵描きたちの状況を紹介したい。

次に、「宮廷御用」であるが、宮廷の御用絵師たちの御用を指す。これには大小さまざまあるだろう。言うまでもなく、宮廷御用の最大規模のものは、御所の造営に伴うそれである。この時期に、本稿で扱う宮廷御用を勤める絵師にとって最大規模の御用は、安政度禁裏御所造営である。嘉永七年（一八五四）四月六日、京都は天明の大火以来の火災に見舞われ、禁裏をはじめとする御所も炎上することになった。同年十一月二十七日には改元されて、安政となる。現在の京都御所はこの罹災後の、いわゆる安政度造営によるものである。一方、宮廷御用の規模として小さなものは、「常式御用」とも呼ばれた決まった期日に、決まった絵師が絵を納めるものや、大規模な御用で描かれた障屏画などの繕い、つまり修繕、それに、宮廷構成員からの半ば私的なものも含む絵の依頼などがある。しかし、本稿では、宮廷画壇という視角から、彼ら御用絵師たちの営みを、巨視的な視点から俯瞰することを目的とするため、公的な御用、原則として多数の絵師が参加した御用を見てゆくことにする。

なお、本稿が扱う幕末の範囲を嘉永末年からとするのには、ほかにも理由がある。この時期に活躍した絵描きたちは、生年の明らかな限りにおいて最も年長な岸岱が天明五年（一七八五）生まれであるのをはじめ、安政度に先立つ寛政度には参加し得ない世代であった。ちなみに寛政度に最年少、童形で参加したのは、土佐光孚（虎若丸、一七八〇～一八五二）と勝山琢道（図書、一七七八～一八四四）で、異例の幼年での仰せ付けを除くと、活躍期にあった絵師は当然さらに年長で、いずれも嘉永年間ころまでにはほぼ没していると考えられる。

宮廷の御用絵師にとって、生涯の間に、それも御用を仰せ付けられるに充分な年齢で、大規模な宮廷御用に当たるかどうかには、運・不運がある。安政度造営と寛政度のそれの間は六十六年間空いており、寛政度とその前の宝永度の間も七十九年空いていて、端境期にあって忘れられた絵師は少なくない。

本稿で扱う絵師たちは、寛政度造営には決して参加出来ず、幸運にも近世最後の、京都にある御所として最後の、そして彼らが存立基盤する宮廷社会で最後の安政度造営には参加出来た絵師たち、それに続く世代で万延から慶応年間の比較的規模の大きな御用に参加出来た絵師たちである。彼らが幕末をどのように過ごしたのか、考えてみたい。

以上のような観点から、具体的には、安政度禁裏御所造営への絵師の出願と、採用の状況を概観したうえで、それと併行して進められた新調御道具御用、万延元年（一八六〇）和宮の関東への縁組に際しての御絵御用、文久二年（一八六二）将軍家茂上洛の際の新調屏風、慶応三年（一八六七）明治天皇即位のための道具新調、同年夏の准后夙子（孝明天皇女御、のちの英章皇太后）の御殿のための御用を採りあげる。この十余年間について、どのような顔ぶれが、どのような御用に携わったのかを文献史料をもとに検証する。ここに現れる絵師たちのなかには、のちに京都府画学校に出仕する者、近代京都画壇の第一世代となる者が含まれており、幕末の宮廷画壇の世代交代の様相も見え、近世から近代への移行期の絵描きの営みを知ることが出来るはずである。

一、安政度禁裏御所造営における絵師の選抜

嘉永七年（一八五四）四月六日の火災で寛政度造営内裏は焼失、孝明天皇は聖護院に行幸、続いて桂宮邸に遷幸し仮内裏とした。同月二十一日、中山大納言（忠能）・大原三位（重徳）・裏松前右大弁（恭光）をはじめ、新造内裏御用掛が任命され(7)、以後、再建が本格化する。

この安政度禁裏御所造営の過程については多くの先行研究があり、そこでの絵師の選抜、障壁画制作に至るまでの経緯についても、比較的近年のものとして脇坂淳『京狩野の研究』や、森岩恒明『江戸幕府御用絵師住吉家の研究』などが詳しい。特に後者では絵師の選抜過程について詳述され、後述する「手見せ絵」による実技審査と、御用履歴・家筋・身元の取り調べとがあったこと、福井徳元・篠原友太郎の身元が問題になったこと、絵師の身分と序列に基づき

伝達や願い出の経路に差がつけられていたことなどを明らかにしている。本稿では第二節以降で扱う宮廷御用との対比のため、行論上、右記の問題についても検討することにする[8]。

『御造営画工願書留』[9]によれば、五月に入って修理職には絵師からの願書が届き始める。宛名はいずれもさきの中山・大原・裏松の雑掌宛て。五月中に十一通、以後、六月には六十七通、七月に四十通、閏七月に四通、八月に四通、九月に四通、改元後の十二月にも三通、さらに明けて安政二年正月から四月にかけても十一通、合計百四十通余りの願書に、単純に差出人の数を数えると、連名で差し出された者も含め、延べ百六十人以上の名がある。ただし、複数回提出している者、弟子や息子への仰せ付けを願う願書などもあり、ここに現われる実数は百四十八名となる。当然、これがすべて採用されるわけではなく、最終的な採用者数は九十六名である。なお、後述するように、画所預土佐家の絵師をはじめ、ここに願書の載らないまま採用された絵師もいる。

絵師たちの提出した願書は、ほとんど決まりきった文言で、情報量も多くはない。たとえば、『御造営画工願書留』の冒頭、最も早く提出された泉春園の願書を見てみると、

乍恐奉願上口上覚

一、今般
御所・
准后御殿等
御造営被為　在候御沙汰奉承知候、依之
御殿御絵御用被為　仰付被下候様、乍恐奉願上候、何卒以御憐愍之御沙汰、願之通御用奉蒙候者冥加至極難有仕合奉存候、右之趣偏宜御沙汰奉願上候、以上、

嘉永七寅年五月　　泉春園　印

中山大納言様御内
御雑掌中
大原三位様御内
御雑掌中
裏松前右大弁様御内
御雑掌中

といったものである。記される内容は、今度、造営があると承ったので、なにとぞ「御憐愍」の御沙汰を以って、御用を仰せ付けてほしい、というものである。

修理職では以後、つぎつぎに来る願書を書き留めるなかで、途中から宛所を略し、また、本文もほぼ同文の場合には何月何日付の誰と同じと書いて略したりもしている。これを見ると、これ以前に絵師の側には願書の定型が出来上がっているようだが、寛政度のそれとは異なる。まったく定型に沿わないものはごく少なく、定型に自身や先祖、師の御用履歴、由緒などの文言を書き加えたものがある。なお、『御造営画工願書留』に採録されない願書が『御造営御用掛日記』[10]に現れる。

六月
二日

乍恐奉願上候口上書

一、今般　御造営被為在候御沙汰奉承知候、依之乍恐御
殿御間内并新調御道具等御絵御用被為　仰付被下置候様奉願上候、尤従古来代々御常式御臨時共御用蒙　仰、唯今ニ至不相変調進仕来冥加ニ相叶深難有仕合奉存候、且御先例　御造営之節、右御両様共御絵御用先代之新調御道具等御絵御用被為　仰付候儀ニ付、何卒依旧例此度も格別之　御憐愍を以右願之通相応之御用被為仰付下置候ハヽ、冥加至極難有仕合可奉存候、此段宜御沙汰被成下候様、偏ニ奉願上候、以上、

嘉永七寅年五月　　重　数馬　印
重　民部　印

御用掛り
執次中

豊後守
右近将監

とあり、続けて林蘭雅、中川主計、三谷逸記の三名の願書を写す。そして、この記事の末尾に、

右願書、天明度之振合を以御道具御用掛石見守豊後守立会伝奏衆御面会差出両卿御落手之事、

と記す。御造営御用掛を勤める土山右近将監（武宗、近衛府官人・禁裏執次）、虫鹿豊後守（秀興、左大史）の許に重数馬・民部と、林蘭雅、中川主計、三谷逸記からの四通五人の願書が届いた。「天明度之振合を以」ってとは、彼らが御内の輩で願い出の経路がほかの一般の絵師たちとは異なっていたことを指す。五人はいずれも安政度造営に採用されることになるが、『御造営画工願書留』に願書が採録されず、願い出も審査も別経路だったことがわかる。

さて、寛政度造営に際しては、厳密な身元糺が行われたのち、席画による実技審査も行われたことが知られている[11]。安政度でも、採用者は出願者の三分の二に絞られており、何らかの審査が行われたことは確かだが、では、具体的にどのようなものだったのか。

安政度においても、『御造営御用掛日記』によれば、作品による実技審査が行われ、身元調査も行われたようである。まず、嘉永七年六月十四日条に、

一、此度　御造営御絵御用相願候画師共名前書被出、初参或者邂逅相勤候輩手見セ絵各々壹枚宛唐紙半切ゟ広キ方彩色ニ相認可差出、但し絹地者可為勝手旨奉行衆被命、土佐・鶴沢へ申渡、

とある。土山・虫鹿は、「御造営御絵御用相願候画師共名前書」に載る絵師ついて、初めて、或いはたまたま思いがけず勤めたことがある輩は、「手見セ絵」各々一枚ずつ唐紙で半切以上の大きさ、彩色で認めて差出すように、なお、絹地でもよい旨、奉行衆から命じられ、土佐・鶴沢へ申渡した。寛政度造営では土佐家・鶴沢家に呼び出しての席画の審査だったが、多人数のため、各自描いたものを提出することとなったのだろう。同月二十日には、

泉　春園、　横山　華渓、
中嶋　華陽、　八木　奇峰、
後見八木奇峰　呉　玉文　礒野　華堂、
嶋田　雅喬、　谷口　華明、
座田　宮内少丞、　海北　将監、
嶋田　近江守、　狩野　豊前目、
同　出羽介、　木村　了舟、
故景文門人　馬淵　旭山、　橋本　龍川、
多村　挙秀、　林蘭雅門人　淵田　蘭薫、
多村　秀文、　高山　蘭英、
探龍門人　武沢　揚岸、　林　葵山、
狩野　縫殿之助　山口　正信、
縫殿之介弟子　近藤　外記　村上　松嶺、
間藤　主税、　村上　西州
山本　紋蔵　同　章州
石田　悠汀、　福井　徳元
原　近江介　吉田　元鎮、
探龍門人　武田　貢、　山田　竜淵、
岸連山門人　合田　掃部、　畑　南嶺、
紀故広成門人　大角　南耕、　土佐故土佐守門人　沢渡　精齋、
岸　越前守　岸越前守次男　岸大路左近将曹、
岸越前守嫡孫　岸　丹波介、　勝山　図書
岸良男　岸　五郎、　岡本茂彦門人　熊谷　直彦

右此度　御造営御絵御用願書差出候由、右ニ付是迄御用不相勤輩并邂逅御用相勤候輩、手見セ画各壹枚ツ、唐紙半切ゟ広キ方彩色ニ相認早々可被差出事、
但絹地之義者可為勝手事、
右之通奉行衆筑後ヲ以被命、土佐・鶴沢江申達、

とあり、「手見セ絵」を差し出すように命じられた絵師四十六名の具体的顔ぶれが判明する。ここに記される順番は『御造営画工願書留』の願書採録順とほぼ一致する。同日より後に出願した者があり、「手見セ絵」も追加で課された。

同月二十九日条には、

一、大原御幸之図　村上　松嶺
西湖之図　土佐門人　沢渡　精齋
紅梅ニ鶯　田中　正伯
双雀　梅戸　在親
四季花鳥之図　岸　連山
犬桜猿之図　岸　竹堂
荒浪舩之図　岸　五郎
赤壁之図　高松　圭璘
花卉猫之図　三上　右近将曹
嵐山秋景　横山　華渓
紅葉鯉　谷口　華明
以上、拾壹枚

右、　土佐　左近将監
鶴沢　探竜

右之通土佐・鶴沢ゟ何れも壹枚ツヽ差出、翌日名前書添奉行衆へ非蔵人ヲ以上ル、

と最初の提出が記録される。十一名が提出、以後、「手見セ絵」下命と提出の記事が断続的に続く。さらに、土佐・鶴沢は、誰が初めて御用を願い出たのかを調べるよう命じられていたようで、翌三十日条には、土佐・鶴沢から四ツ折に認めた五十四名の名前書が提出された。二十日に「手見セ絵」を命じられた顔ぶれと較べると泉春園、横山華渓、中嶋華陽、海北将監、狩野豊前目、木村了舟、馬淵旭山、橋本龍川、淵田蘭薫、多村秀文、高山蘭英、武沢揚岸、山口正信、近藤外記、間藤主税、山本紋蔵、村上章州、合田掃部、畑南嶺、大角南耕、沢渡精齋、岸大路左近将曹、岸丹波介、熊谷直彦の二十四名が重なるが、残る二十二名は初めてでないにもかかわらず命じられたことが判明する。これが「邂逅」勤めたことのある者たちかもしれない。また、初めての者で二十日に命じられなかった者たち三十名だが、彼らも「手見セ絵」を提出している。六月二十九日には岸竹堂、梅戸在親、田中正伯ら五名、七月一日沢渡広孝ら九名、同十日中島有章ら七名、十一日長沢芦舟、望月玉泉ら四名と続き、最も遅い勝山雅楽は同二十日に提出した[12]。七月一日条には、

一、昨日奉行衆ゟ御渡絵師名前書之内御内之者初而御用相勤者并是迄御用相勤候者も不残手見セ絵彩色ニ而壹枚ツヽ来十日ニ差出候様被命、重民部江申達候処、十四日迄御猶予之義申出奉行衆江申入御承知、
但料紙者唐紙絹地者勝手ニ差出候様申出是又申渡ス、

とあり、「御内之者」は初めての者だけではなく、御用を勤めたことのある者も残らず手見セ絵が課された。同日条には、もうひとつ興味深い記事があり、二十九日に「嵐山秋景」の画題で「手見セ絵」を提出の横山華渓が「唐紙ニ墨絵同様之画差出」たことは「余り相違心得方軽率」だと指摘され、土佐光文から「卒忽之至」りと詫びを入れ、再提出を約している。なお、「手見セ絵」は『造内裏御用帳』[13]安政二年二月七日条に、

一、御造営ニ付御絵御用願之輩之内、是迄御用不勤輩百一人調筆画百一枚、勘使篠原友太郎調筆画一枚、都合百二枚、今日御内儀江上候事、

と「調筆画」と記され、同月十日条では

一、画工出願之輩差出候試画之内、初度願之分去ル七日入　叡覧候処、是迄御用謹仕之向茂差上候様御沙汰ニ付、四十二巻、則奏覧候事、

と「試画」と記される。この記事により、初めて出願のため実技審査を課されたのが百二名と判明し、さらにはこれが御内儀を通じ、叡覧に供され、それに加えて御用を勤めたことのある者たちの「手見セ絵」と合わせて四十二巻という大部の装丁だったことが判明する。『造内裏御用帳』六月五日条を見ると、

一、御造営ニ付御絵御用出願候得共、不被　仰付分手見セ絵五拾五枚・願書等、今日、土佐左近将監・鶴沢探真等召設各相渡、夫々本人江可差戻令申渡、尤本人落手候儀可申届、同令申渡事、

というように、審査に漏れた者たちは願書も「手見セ絵」も返却され、それが五十五枚だったことがわかる。

では、身元糺はどうだったのか。寛政度造営では、『禁中御用絵師任用願』（『身元糺』）が現存する。これは願書でもあり、自身や先祖に御用履歴のある者はそれを記し、初めての者は初めてと明記する由緒・身元の調書でもある。当初から現在のような形ではなく、寛政元年（一七八九）五月に土佐光貞が出願した絵師の御用履歴を糺すよう命じられて、六月十九日まで数度の差戻しと改定を経て作成されたものである。その過程で、初めて出願の者で、地下官人や御内の輩でもなく、僧位もない者たちは父の職業を明記するよう命じられるなど厳密なものであったことが知られている(14)。そこで安政度の願書を見ると、先述のとおり情報量は多くない。御用履歴の申告も任意のようであり、父の職業を記す者はいない。

しかし、身元については確実に審査を経ていた。実例を挙げると、たとえば、福井徳元の願書は、

謹奉願口上書

一、今般

御所・准后御殿等

御造営被為　在候御沙汰奉承知、依之

御絵御用被為　仰付被下候様、乍恐奉願上度候、尤天保年中ニ御内蒙

御用等候義茂御座候ニ付、甚以恐入候得共、何卒格別之以

御憐愍之御沙汰、願之通被為　仰付被下置候者、誠以冥加至極ニ深難

有奉畏候、此段宜御沙汰偏奉願上候、以上、

嘉永七年寅五月　　淵顔湖事

福井徳元　印

中山大納言様御内

御雑掌中

大原三位様御内

御雑掌中

裏松前右大弁様御内

御雑掌中

とある。誰の弟子か記しておらず、天保年間に御用履歴があると書く。しかし、『御造営御用掛日記』によれば、六月二十日に手見セ絵を提出するように命じられた四十六名のうちに彼の名はあり、同じく七月十七日以降、彼の身元に関する記事が現われる。同日条には、

一、福井徳元之事、掛非蔵人三人面会、委細申置、

とあり、ここですでに何事か問題となって、御用掛と非蔵人が話しているが、半月を経た七月三十日条で何が問題となったか明らかになる。

一、左之書付四通土佐・鶴沢今差出、掛非蔵人ヲ以奉行衆江差出、

［略］

一、　　福井徳元

右之者御絵御用願書差上候ニ付先格之通夫々取調候処、当時堺町夷門下ル町ニ借宅仕居近江屋八郎兵衛与申候由、中年之比狩野縫殿介弟子ニ相成、狩野秀信与申候得共気合不申候故、福井徳元与相改候旨申居候、然ル処縫殿介方不用師命不心得ニ付破門いたし候者之由承候、何分右様不都合之次第も有之候上兎角軽率成事而已申居候故、此度御用被　仰付候節万一不都合之義御座候而者奉恐入候間、此段申上置候、以上、

七月　　土佐左近将監

鶴沢探竜

徳元は堺町夷門下ル町に借家住まいをしている近江屋八郎兵衛という者で、かつて狩野縫殿助、つまり京狩野家の弟子で狩野秀信と名乗っていたが、師と気が合わず、福井徳元と改めた、と言っている。ところが狩野家では、師の言うことを聞かず不心得なので破門した、と言う。このように不都合な次第もあり、「兎角軽率」なことばかり言うので、採用されてしまって、万一不都合があっても恐れ入るので報告します、と土佐・鶴沢から御用掛を通じて奉行衆に提出した。閏七月三日条には、

一、福井徳元是迄御用相勤候哉、且一條殿江御舘入も致居候哉、身元之儀御用掛り心得を以取調候様奉行衆ゟ申出、昨日土佐江申入置候処左之通書付を以申出、一條殿御舘入無之旨是又申出、掛り非蔵人ヲ以委細申入、

御附中根壱岐守殿在役中御賄頭青山太七郎殿手続ヲ以廿ヶ年計り以前於勘使所三幅対御掛物御絵御用始而相勤候趣ニ候事、其此者淵顔湖与申候名前之時之由同人申居候、余程已前之事故、聢与何々々御用与申儀不相心得、大方勘使所ニ者委敷御書留可有之哉と相心得候、且身元之儀生国江刕坂田郡高津村百姓之忰之由徳元申居候事、

土佐左近将監
鶴沢探竜

との記事がある。徳元は御用履歴を主張するのみならず、五摂家のひとつ一条家に「御館入」を許されているとも申告したらしい。奉行衆の命で御用掛では彼の身元について調べていたが、一条家出入りはないことが確認されたという。また、御用履歴について、本人が言うには、禁裏附中根壱岐守が在役中、二十年ばかり前に、賄頭青山太七郎の手続きにより勘使所で三幅対の御用を初めて勤めた。当時は「淵顔湖」と名乗っていた。ただしだいぶ昔のことで、しかと何の御用だったかはわからない。勘使所には詳しい記録もあるだろう。また身元だが、生国は近江で、「坂田郡高津村百姓」の倅である、という。禁裏附の中根壱岐守は天保三年（一八三二）二月改の『京都武鑑』[15]にはなく、同七年六月改の『京都武鑑』[16]にその名が見える。同九年正月改・四月改の各版[17]には載るが、七月改の『京都武鑑』[18]では田村伊勢守に交替している。また禁裏賄頭だが、中根と同時期の『京都武鑑』各版に春山多七郎の名が見えるのがそれだろうから、徳元の自己申告を信じるなら、その間ということになる。この後、徳元は同月十五日に「木芙蓉鶴」の画題で「手見セ絵」を提出、『御造営画工願書留』によれば、御三間西御縁座敷の杉戸に中彩色で南面に「寿老人」、北面に「松蔦」を仰せ付けられ、安政二年（一八五五）六月八日付で請書を提出した。この杉戸絵は現存する[19]。

ほかにも、『御造営御用掛日記』安政元年（一八五四）十二月十四日には、

一、左之趣取調之義奉行衆以書付被命、梅戸之義者土佐江申達為取調、夫々下ケ札之通申入、

先祖・御絵御用代々相勤来申候、且弘化度新調御道具御絵御用、倅数馬共相勤申候、　重　民部
先代御絵御用相勤候義無御座候、弘化度新調御道具御絵御用相勤申候、　重　数馬
先代由右衛門義、寛政度造内裏御絵御用相勤、其後度々御用相勤申候、　中川　主計
先代逸記義、寛政度造内裏御絵御用相勤申候、当逸記義、弘化度新調御道具御用相勤申候、　竹内　大膳
先代御絵御用相勤候義無御座候、弘化度新調御道具御用相勤申候、　三谷　逸記
先代御絵御用相勤候義無御座候、年度・弘化度等新調御道具御絵御用相勤申候、　林　蘭雅
右者先祖誰相勤候、年号、此人之上へ書加事、但、本人相勤候迄も同様之事、　梅戸　在親

とある。前出の御内の輩と地下官人で花山院家諸大夫の梅戸在親について、本人と先祖がいつの何の御用を勤めたのか調べて、帳面に下げ札を付けたらしい。『御造営画工願書留』で梅戸在親の願書を見ると、「実父原故在中」が寛政度造営で御用を勤めたことを記すが、ここに書かれた本人の弘化度、つまり孝明天皇即位の御用には触れない。残念ながら、身元糺の結果を下げ札などの形で追記した帳面は、いまのところ確認できないが、安政度造営でも身元調査が行われたことは確かである。

もう一例、身元糺そのものではないが採用過程について紹介しておく。さきに『造内裏御用帳』安政二年二月七日条により手見セ絵を指すと考えられる「調筆画」の枚数について「是迄御用不勤輩」の分が百一枚で、それとは別に篠原友太郎の一枚があると記されていることに触れが、この篠原友太郎は絵師ではなく、禁裏勘使所勘使であった[20]。『造内裏御用帳』安政元年十二月十日条には、

一、　上京勘使　篠原友太郎

右年来画道執心之旨、依之御造営御用被　仰付被下置候様、附武士両

人申立致候旨、武伝卿被示候事、但シ願書不指出旨、同被示候事、

とある。彼は願書を出さずに採用を願い出た。『御造営御用掛日記』によれば、翌二年正月十六日に手見セ絵提出を命じられ、十九日には「桜之折枝之図」を提出した。同日、

一、篠原友太郎画風并師家之義、表ゟ御尋ニ付同人申達、左之通書付差出、表江申入、

狩野探信門人　篠原友太郎

とあり、師家を尋ねられて、「狩野探信」、つまり幕府御絵師、鍛冶橋狩野家の守道（一七八五～一八三五）の門人との書付を提出した。再び『造内裏御用帳』に戻ると、安政二年六月一日・二日条に、

［一日］

一、絵師名前土佐土佐守以下九十七人連名一紙之末ニ右名前之者共禁裏御所御造営ニ付御絵御用被　仰付候而も差支之儀無之哉之旨、武伝卿附武士江被申聞、淡路守へ差出候旨、一覧候処右者差支も無之候間、御画御用被　仰付候、其段淡路守返答之趣、大隅守申之旨、武伝被達候事、

勘使買物使兼
篠原友太郎

右者
禁裏御所御造営ニ付御絵御用被　仰付候而も差支無之候、伝奏名被達、大隅守ゟ淡路守へ達候処、追而可有沙汰返答之由、武伝被達候事、

［二日］

一、　篠原友太郎

右御絵御用兼而願之趣ニ而画工一同江身元調之儀武辺江達有之、昨日以上無指支旨返答、其内友太郎儀ハ追而可有沙汰旨、淡路守申答之趣、武伝被相達候得共、右人不　仰付方都合在子細有之間、彼沙汰ハ不見合不被仰付心得ニ而可取計、武伝前藤亜相内々被示候事、

とある。土佐以下採用の絵師九十七名の名前書の最後に篠原友太郎の名があり、御用を仰せ付けられても差支えがないか、武家伝奏から所司代脇坂安宅や禁裏附の大久保大隅守に確認し、差支えはないとの返答を得たようである。にもかかわらず、結果的には、彼は障壁画御用に採用されることはなかった。しかし、この御用とほぼ同時進行で行われた新調御道具御用で採用され、「牡丹鶴・紅葉ニ鵲」の画題で金中彩色六枚折屏風一双を描くことになる[21]。

ともあれ、安政度に新規採用された絵師には、この時点で御用履歴が付加されることになった。ではつぎに、安政二年新調御道具御用について見てゆくことにする。

二、安政二年新調御道具御用

前節で見たように安政度造営で禁裏御所ほかが建てられたが、障壁画以外にも同時進行で道具も作られた。京都府立総合資料館蔵「原家文書」のうち「御屏風・御衝立・御小襖御絵様控」[22]は表紙に、

安政二卯年新殿御道具被仰付候節
并其後追加とも
万延元申年
和宮様関東御縁組御用御道具之節
御屏風・
御衝立・　御絵様控
御小襖
不免他見秘書也　立売
本　原家蔵

とあり、裏表紙見返しに、

文久紀元辛酉年

十月下旬写之、
御勘使所下役
従沢田氏借用、

とある。すなわち、本資料は安政二年（一八五五）の「新殿」、つまり安政度造営禁裏御所のための御道具、屏風・衝立・小襖をはじめ、その後の万延元年（一八六〇）皇女和宮の徳川家茂への降嫁の際の御用を記録したものであり、禁裏勘使所の下役沢田氏から借用して、文久元年（一八六一）十月下旬に写したものであるとわかる。実際には、その前後の御用も記されており、必ずしも時系列に沿ってはいない。これが、借りて写した勘使所の原本の体裁を反映するものか、或は錯簡などがあるのか不明だが、その冒頭に記された安政二年の新調御道具御用については一続きと見て間違いない。これをもとにこの御用について概観しておく。冒頭部分を引用する。

御内之向〇印
表御屏風
、一、五尺銭形御屏風　壱双　御褒美拾弐枚別段五枚
御絵　山水　鶴沢探真
片
金中仕立六尺
、一、六枚折御屏風　壱双　商山四皓　谷口華明
九老　十五枚
同
ト一、同　壱双　花山鳥　横山華渓
桃林牛　同
同
、一、同　壱双　曲水　吉田元鎮
同
同
、一、同　壱双　九老　海北将監
友樵　同

屏風の仕様と員数、画題、絵師の名前が箇条書きにされ、画料と思われる枚数が記される。ほかにも何種かの符号が付されるが、残念ながら意味するところは未詳である。「御内之向〇印」とあるのは、先述の御内の輩を指すものらしく、重民部・中川主計・林蘭雅の名前の右に「〇」が付されるほか、内藤隼人祐、井上隼人に印があり、さらには先述の篠原友太郎にもつけられている。友太郎には「東巒斎善立」との註記があり、そのような別号があったことが判明する。内藤隼人祐は『地下家伝』によると御壺召次の内藤叙久である[23]。印のない地下官人もおり、院雑色座田重就、座田重慶、狩野文信（越前目）、近衛府の三上左（右か）近将曹、内蔵寮官人の多村久純かと思われる秀文、大舎人寮近藤義一かと思われる近藤外記（梁渓）などが挙がる。

以下、通覧すると表御屏風二十三双・衝立五基に続き、「奥御屏風」として二十六双・一隻が列挙される。そのあとに、

申口大袋台子　砂子中彩色
一、小襖　四枚　唐子遊　三上左近将曹
三

があり、さらに屏風や馬形障子の修復、文箱の蒔絵下絵が記される。

右の大袋台子だが、『孝明天皇―光芒残照　明治の御代へ』[24]に、霊鑑寺所蔵の大型の台子が載り、小襖の画題は唐子遊である。同書解説によれば「孝明天皇遺愛品として尼門跡、霊鑑寺に伝来。[中略]慶応三年（一八六七）四月四日、孝明天皇御遺物の机・料紙箱等も拝領した」といい、年代、画題から言って、安政二年新調御道具の可能性もある。

さらに、「跡残奥御屏風」として一双、「同表御屏風」として十六双・二隻、「奥御道具追加」の衝立二基が挙がる。参加絵師は七十名。うち二十三名は安政度障壁画制作には採用されていない。

障壁画制作に採用されていない顔ぶれを見ておくと、蒲生竹山、駒井孝礼、勝山琢乗、泉春園、吉田元鎮、馬渕旭山、松村月樵、高松圭璘、山口素岳、岸誠、蒲生鳩峰、竹村大鳳、合田掃部、小林義成、横田公齢、横山華逸、三宅先龍、徳力久一、それに先述の篠原友太郎、三上左近将曹である。

東京大学史料編纂所所蔵「写真帳　松尾文書」三には「新調御衝立御屏風画

師願書請書類」が四通含まれている。非蔵人松尾家が造営などの御用に関わっていたために、残されたものだろう。差出人は畑南嶺・原在照・中嶋華陽で、中嶋華陽は二通ある。「畑南嶺御道具御用願書」を見ると、安政度障壁画御用にも出願した畑南嶺が新調御道具の御用を勤めたい、と願い出た願書である。文言は障壁画のものとほとんど変わらず、宛所が異なる。

一、今般
御所・　准后御殿等
御造営被為　在候御沙汰奉承知、依之新調御道具等御絵御用被為　仰付被下候様、乍恐奉願度候、何卒格別之以　御憐愍之御沙汰、願之通被為　仰付被下置候者、誠以冥加至極深難有奉畏候、此段宜御沙汰偏奉願上候、以上、
嘉永七年寅六月　　畑南嶺［印］
正親町三條中納言様御内
御雑掌中
坊城左大弁宰相様尾内
御雑掌中
橋本中将様尾内
御雑掌中

新調御道具御用でもこのような願書が出されていたことが判明する[25]。『御屏風・御衝立・御小襖御絵様控』を見ると、彼は「白張墨絵」「六尺」の二曲屏風一双を描き、画題は「松ニ桜」であった。一方、「新調御衝立御屏風画師願書請書類」のうち「原在照有職四季耕作図衝立請書」には、

御衝立両面
御絵　有職四季耕作
雲箔砂子中彩色
右御本紙正ニ御請
奉申上候、御絵出来之儀者
十一月廿二日迄無相違
可奉調進御請奉申上候、
以上、
十月二日　　原近江介

とある。実は、これは安政二年新調御道具ではなく、准后御殿のための衝立と考えられる。『御屏風・御衝立・御小襖御絵様控』に「准后御殿炎上後」との見出しで、

准后御殿炎上後
［略］
惣高サ三尺余、巾同断、壱基、但御繕之間、凡高サ二尺、巾二尺九寸
一、金御衝立　両開キ　　壱基
御絵　片面　有職四季耕作春夏秋冬　　原近江介
同　同断　　金壱
同　片面　糸桜むら鳩　　岸越前守
同　蘭水鳧　　金壱

とある。年月の記載はないが、「炎上後」が嘉永七年（一八五四）の焼失後であれば、准后御殿再建時の御道具だろう。十一月二十二日までの調進を約している。この時代の准后には孝明天皇生母の新待賢門院（正親町雅子、嘉永三年准三后、安政三年薨去）と、同女御でのちの英照皇太后（九条夙子、嘉永六年准三后）があるが後者か。嗣永芳照「京都御所作事年表　天正度―安政度」の嘉永七年条に女御御殿全焼の記事があり、翌安政二年条には准后御殿の記事として十月十七日に「新造飛香舎安鎮法を修す」、十一月二十三日に「新造飛香舎に入御せらる」とある[26]。

三、万延から慶応年間の宮廷御用

ここまで、嘉永七年大火後の御用を見てきたが、その後の御用について俯瞰しておきたい。その主なものは万延元年（一八六〇）十一月和宮宮降嫁御道具御用、文久三年（一八六三）家茂上洛に伴う御屏風御用、慶応三年（一八六七）

八月明治天皇即位御道具御用、同三年十月准后御殿御屏風御用である。

『御屏風・御衝立・御小襖御絵様控』とともに「原家文書」に含まれる『禁裏御所御絵御用扣』をもとに右の御用のほか、その間の規模の小さな御用などをまとめたものが表1である。なお、松尾芳樹「近世土佐派記録（六）」[27]が紹介する「新調御道具御用絵様姓名控」と「准后御殿新調屏風治定帳」と同じ御用が『禁裏御所御絵御用扣』にも出てくるが、若干の異同がある。詳述は避けるが、「新調御道具御用絵様姓名控」との違いは、書棚袋棚や文台の水入が記載されないことと、十月十日追加下命の三件が漏れている点である。「准后御殿新調屏風治定帳」との違いは「貼紙」つまり付け札に書かれた担当者などの変更が記されないことで、「治定」とあることから、「准后御殿新調屏風治定帳」が最終形だろう。また、これに加えて、江口恒明「慶応二年東宮御殿造営にみる障壁画の制作とその転用」[28]により慶応二年（一八六六）宮御殿障壁画（のちに一部が大宮御所に転用）の参加絵師も表に入れた。

まず、和宮降嫁御道具御用では、掛幅三幅対・二幅対各二対、屏風二十一双、衝立五基などが作られたが、二十一名の絵師が参加している。うち、安政度障壁画制作にも新調御道具御用にも参加していない者は森義章・星野蝉水・橋本龍川の三名である。

家茂上洛に伴う御絵御用では五十六双もの屏風が作られ、参加絵師は四十四名。うち既述の御用に参加していない絵師は、吉坂鷹峰、岡村雪蓬、長谷川玉峰、畑在周、稲田豊章、八木雲渓、原在泉、野村訥斎、内藤転陽、川勝秀好、渡辺丹崕の十一名だが、丹崕が安藤丹崕だとすれば安政の障壁画と御道具の履歴がある。

明治天皇即位御道具御用での初登場は、岡嶋清曠、土佐光章、梅戸在延、内海元紀、山本桃谷、田中有美、岸九岳、鈴木百僊（松年）、松田祐之、森応章、吉田猴山（順祥＝俊山か）、前川五嶺、小島彫斎、徳美在寿（常陸大掾）、長野祐親・祐忠（図書寮）、沢渡広孝（素軒）、速水基益（下北面）、嶋田房直（出羽介）、羽田月洲、幸野楳嶺、梅戸在勤、狩野季信、渕田蘭薫、森直愛、石田有年、中村中岳、吉田元航、山口東山、岡本元彦、吉田百山、中井文弼、林蘭台、森春岳、大橋海石、金田有山、箕田玉簫、田中巌村、長嶋鴨渕の三十九名という多人数にのぼる。なお、松尾によれば、前川文嶺、高山雪堂が参加しているといい、四十一名となる。

最後に准后御殿御屏風御用での初登場は、長野梁渓、狩野内記（永朝）、青木行従（召使青木、中務少録）、伏屋頼母の四名である。梁渓を松尾は祐親と同一とするが、『地下家伝』[29]に記載の生年と相違するため別人か。また、松尾の紹介する「准后御殿新調屏風治定帳」では嶋田雅喬の担当箇所に「村井中務」の貼紙があり、これも初登場である。

『禁裏御所御絵御用扣』には、慶応三年（一八六七）明治天皇女御（寿栄君、のちの一条美子、昭憲皇太后）入内の御用の記事があるが、「原家之分」と註記され、原在照・在泉が載るが、残念ながらほかの顔ぶれはここからは知りえない[30]。

ここまで表1をもとに大雑把に、万延から幕末最後の慶応年間までの宮廷御用を俯瞰して、その顔ぶれを見てきたが、彼らはその後、徳川政権の瓦解と宮廷社会の変革にどのように対応したのか。次節以降では、新時代に対応して近代まで画業を続けた者、対応しきれず画業を廃してしまった者について見ておこう。

四、勝山家の宮廷出仕と明治四年の「又々御一新之趣」

勝山家は琢舟にはじまる、幕末の宮廷絵師の家としては古い部類に入る名門である。安政度禁裏御所造営の障壁画制作では琢文、琢如ほかが参加し、『御造営画工願書留』には勝山家から七通が確認出来、琢如は自身の願書、息子雅楽の仰せ付けを願う願書、先祖や、祖父（実際は伯父）琢眼門下の弟子たちの履歴をまとめた由緒書きなど、同資料中最多の三通を提出した。うち、琢如「乍恐奉内願候口上書」で、寛政度の御用を勤めた者の子孫は多いだろうが、宝永度造営以前からの先例があるのは当時、土佐・鶴沢・狩野と勝山家だけだと主張し、近来、新家が段々に重用されているのに、連綿と相続してきた自分が軽く扱われては嘆かわしい、と言うが、宝永度への参加はいまのところ確認できない[31]。

さて、その強烈で排他的な正統意識を持った琢如や、彼の従兄琢文の子隼人だが、彼らは御一新に当たり、絵師としてではなく、宮廷の役人として生きようとしたようである。「山口八九子家文書」には、勝山家に関係する資料が含まれている。琢如の娘鹿尾が山口家に嫁していたため、同家と勝山家とは姻戚関係にある。「勝山隼人出仕願書」(A)・「勝山琢如出仕願書」(B)から見ていく。それぞれ宮廷に提出されたものの写しと考えられる。以下も同じである。

A

乍恐奉願上候口上覚

私方先代勝山琢舟・琢眼・実父琢文等代々按察使法眼・法橋ニ被為任、難有拝勤仕来候儀、然而者累代拝任之廉を以、何卒、私儀上御所様江被為召出、相応之勤向被為仰付被下置候様奉懇願候、乍恐方今之御時節柄ニ付精勤勉励仕度奉存候間、出格之御憐愍ヲ以、右願之通被為仰付被下置候者、広大之御仁恵と難有可奉存候、此段宜御取扱被成下候様、幾重ニも奉拝願候、以上、

慶応四辰年二月　　法橋琢文実子
勝山隼人　印

B

数代連綿相続仕、殊ニ祖父琢眼以来、不堪御用被仰付難有奉存候、然処当節御一新之折柄相応之御奉公仕度、何卒格別御憐愍ヲ以御召出相成候様、偏奉願上候、此段御取成奉願候、以上、

月日　　勝山図書

Bは年月不詳だが、隼人のものより早いか、大差ない時期と考えられる。というのも、「勝山雅楽出仕嘆願口上書」（C）（D）により、琢如は慶応四年（一八六八）八月以前に没していることが判明するからである。忌服期間を考えるなら、この年の前半には没していたのだろう。なお、CとDとの違いは宮廷での御用を勤めたのが「祖々父按察使法眼」からとするか、「祖々父法眼琢眼」とするかである。琢如は父琢道が伯父琢眼の養子であったことから琢眼を祖父と公称していた事実から考えれば、前者の「按察使法眼」も琢眼のつもりかもしれない。

C

奉歎願候口上覚

私父故図書義数代連綿相続仕不絶御用被仰付、殊ニ祖々父按察使法眼相勤罷有候処、今般御一新之折柄相応御用被仰付御召出相成候様奉懇願候処、宿意不果死去仕、何共残念奉存候、然而ハ父故図書意存相続仕、御奉公仕度、何卒格別之御憐愍ヲ以相応之御用被仰付被召出候様、偏ニ奉願上候、此段宜御沙汰奉願上候、以上、

慶応四辰年八月　　勝山故図書忰
勝山雅楽

弁事
御役所

D

奉嘆願候口上書

私父故図書義数代連綿相続仕、殊ニ祖々父法眼琢眼以来不堪絶御用被仰付、難有相勤罷有候処、今般御一新之折柄相応之御用被仰付御召出ニ相成候様奉懇願候処、宿意不果死去仕、何共残念奉存候、然而ハ父故図書意存相続仕、御奉公仕度、何卒格別之御憐愍ヲ以相応之御用被仰付被召出候様、偏ニ奉願上候、此段宜御沙汰奉願上候、以上、

月日　　勝山故図書忰
勝山雅楽

これらによると、琢如は御一新の折から出仕したいと願っていたが宿意を果たさず死去した、何とも残念であり、父の存意を相続し、御奉公したいのでお願いします、という。雅楽も幕末の宮廷御用を数度勤めた絵師だったが、無念のうちに没した父の遺志を継承したのである。その甲斐あったというべきか、雅楽は御使番に新規に召し出された。「勝山雅楽新規御使番召出御礼名札」（E）には、

E

今般、新規被　召出
御使番被　仰付冥　　勝山雅楽

加至極難有仕合奉
存候、□[虫損]御礼参上、

とある。では、雅楽はそのまま新政府の役人として生き抜くことが出来たのか。以下三通は、これも年が不明だが、同じく「山口八九子家文書」に含まれる勝山仲継から山口茂あての書簡である。この仲継は雅楽もしくは隼人と考えられる[32]。いずれも東京の仲継から「西京」つまり京都にいた山口茂宛て。便宜的に日付順に①から③と番号をふり、本文のみ引く。

①

一筆啓上仕候、暖和之節ニ御座候処、何茂様愈御安養可被成御座珍重御義奉存候、次ニ私義道中無滞日積り之通り去ル十二日着仕候間、乍憚御安意思召可被成候、扨又出足之節ニハ御伯母様御出被下、為御餞別結構之御品被下難有奉存候、何分留守中之儀宜敷奉願上候、色々申上度義も御座候得共、今日者手紙数本認候ニ付、尚又後便ニ万々可申上候、先者為御礼如此ニ御座候、恐惶謹言、

三月十七日　　勝山仲継

山口茂様

尚以時候折角御厭可被成候様専一ニ奉祈上候、乍末筆何茂様へ宜敷御伝聞奉願上候、

早々、

②

一筆啓上仕候、厳暑之節ニ御座候処何茂様愈御安養珍重御儀奉存候、次ニ私義無異儀相勤罷在候間乍憚御安意思召可被成下候、扨平日者誠ニ御不沙汰仕面目次第も無御座候、幾重ニ御仁免可被下候、

一、此度又々諸局御変革ニ相成、皆々入替ニ而私義も事変候ハ、帰国之程も難計趣ニ御座候間、此段鳥渡申上置候、

一、又々此頃珍敷病気外国ゟ持参り候趣ニ而東京者大用心ニ而御座候、乍併未当地ニ而煩候者等承不申候、御地之風聞ハ如何御座候哉奉伺度候、

一、先日引越之儀御相談申上候書状届き申候哉、若御相談相済候ハ、御返事奉願上候、何分留守中之所も宜敷奉願上候、先者暑中御見舞申上度候、艸々、

如此ニ御座候、恐惶謹言

六月廿日　　仲継

茂様

尚以時候折角御厭可被成候様専一ニ奉存候、乍末筆何茂様へ宜敷御鶴聞奉願上候、艸々申上候、

③

一筆啓上仕候、残暑弛御座候処何茂様愈御安養可被成御座珍重御儀奉存候、次ニ私儀去ル廿四日仕人被免候間、此段為御知申上候、乍併別段不調法致候覚も無御座、只仕人差免候事も計ニ而何も無御座候間、左様思召可被下候、私共ニ六人被免候、二三日之内ニ又八九人程被免候趣ニ御座候、宮内省卿さん大輔様も昨日被免申候、政府之参議も皆被免申候、諸官省追々被免候趣ニ御座候、又々御一新之趣ニ御座候、何分当時之天下者当テニ者相成不申候、右ニ付私義も七月中半ニ者帰京仕候心組ニ御座候間、尚又宜敷奉願上候、先者御見舞為御知旁、如此ニ御座候、恐惶謹言

六月廿六日　　仲継

茂様

尚以時候折角御厭可被成候様専一ニ奉祈上候、乍末筆何茂様へ宜敷御伝聞奉願上候、早々申上候

まず、①では道中滞りなく予定通り三月十二日に到着したとあり、あとは餞別への礼や留守を頼むといった内容である。続く二通から、道中とは京都から東京への移動と推測出来る。日付から見て、明治二年（一八六九）三月、明治天皇の二度目の東幸に合わせてのものだったかもしれない。②・③も年不明だが、内容から見て明治四年（一八七一）だろう。六月二十日付の②の時点で「又々諸局御変革」で「事変」のときには「帰国」つまり京都へ帰郷のほども計りがたい、と報らせ、何かを予感していたようである。そして、続く同月二十六日付の③では去る二十四日に「仕人」を免ぜられたことを報らせている。「仕人」がどのような役かは不明だが、新政府に出仕していることから考えて、「御使番」に新規に召し出された雅楽の維新後の呼称かだろう。自分に

は不調法をした覚えもないが、仲継と一緒に六人が辞めさせられ、二、三日中にまた八、九人ほども免ぜられた。二十五日には宮内卿と何省かの大輔が罷免、参議も皆罷免、諸官省でも追々、免官の者が出る見通し、と言う。さながら政変だが、その様を仲継は「又々御一新之趣」で天下は当てにならないと評する。「明治初期主要官職補任一覧」[33]によれば、明治四年（一八七一）六月二十五日、宮内卿万里小路博房・宮内大輔烏丸光徳が解任された。博房は同二十七日になって宮内大輔に任じられたが、降格である。また、同じ六月二十五日、参議は副島種臣を除き全員免官となり、木戸孝允は同日中に再任、新たに西郷隆盛が任じられ、七月十四日には大隈重信・板垣退助が参議に加わった。ほかにもこの前後で兵部省（翌年廃されて陸軍省・海軍省になる）、大蔵省、刑部省（同年廃されて司法省となる）でも卿・大輔が免官になっていた。当時、政府は廃藩置県と併行して人事の刷新を図っていた。その刷新とは旧公卿・官人らが中枢から追いやられていくというのが大きな流れであった[34]。勝山仲継の失職もこの流れの末端、最下層の小さな悲劇かもしれないが、必然でもあったかもしれない。七月半ばには帰郷のつもりと書き送った仲継だが、残念ながら、どのような後半生を過ごしたかは不明とするほかない。

五、宮廷絵師のその後―まとめにかえて

紙数も尽きたので、簡単に宮廷絵師たちのその後を紹介して、まとめにかえたい。当然のことながら、彼らが皆、画業を廃してしまった訳ではなかった。

一八七九年（明治一二）十一月二十九日、京都府は文部省に画学校創設の届を提出、翌八〇年七月一日の開校に先立ち、六月十九日には田能村直入を画学校用掛に任じ、同日、ほかにも絵描きら四十三名が画学校出仕に任じられた。その顔ぶれのなかに、幕末の宮廷御用を勤めた者たちが見える。森寛斎・林耕雲・鈴木百年・岸竹堂・国井応文・望月玉泉・中島有章・前川文嶺・竹川友広・羽田月洲・八木雲渓・幸野楳嶺・土佐光武・鈴木松年・原在泉・谷口靄山の十六名で、徳美友泉が酒造司史生の徳美在寿だとすれば十七名となる。続いて九月二十二日、出仕を命じられた山本桃谷・狩野季信・岸九岳の三人も幕末の宮廷御用を勤めた者であり、以後、八一年九月三日に嶋田雅喬、八二年四月十三日に田中有美・箕田玉簫、同年八月二十八日に国分文友・森春岳が任じられた。しかし、その後、宮廷絵師が退任などで減ることはあっても増えることはなかった。八三年三月二十日、出仕を命じられたのが幸野楳嶺門下の菊池芳文・竹内栖鳳であったことは象徴的である。彼らは、それぞれ文久二年（一八六二）・元治元年（一八六四）の生まれであり、幕末の宮廷御用を勤め得ない次世代の画家たち、近代京都画壇の第一世代であった[35]。

もうひとつ、明治以降の公的な「宮廷御用」を見ておくと、一八八八年（明治二一）竣工の宮殿、いわゆる明治宮殿の杉戸や内装での登用がある。この造営に向けて候補となる画工の調査が行われたが、そこには森寛斎・熊谷直彦・鈴木百年・岸竹堂・国井応文・鶴沢探真・望月玉泉・稲田豊章・田中有美・幸野楳嶺・岸九岳・原在泉・谷口靄山が挙げられ、応文・玉泉・靄山を除き採用された[36]。

ここまで見てきた宮廷御用の幕末を振り返ると、寛政度禁裏御所造営に続く大規模な御所の造営である安政度においても、身元の調査と実技の審査が行われた。しかし、その結果、採用された絵師の人数は寛政度よりも増加して九十六名となった。その遠因は寛政度で新規参入した絵師たちに御用履歴が付加されたことだが[3]、安政度にはさらに多くの絵師に御用履歴が付与され、以後の御用への採用に有利に働くこととなった。その後の幕末の御用を巨視的に俯瞰してみると、そこに現われる顔ぶれは安政度の禁裏御所造営とそれと併行する新調御道具御用に採用された絵師とその子孫や弟子たちで、回を追うごとに範囲が拡大する。こうした中規模な御用における身元調査や実技審査がどのように行われたかは定かでないが、ここで注目したいのは地下官人と思しき絵師が増加している点である。彼らは言うなれば、その審査が原則、三催に委ねられていたとはいえ、身元確認済みの者たちであった。彼らの本業が画業であったかはわからない。しかし、御一新の変革期に画業を本業とする者ほどに絵に執着したかは疑問かもしれない。

五十嵐公一『京狩野三代生き残りの物語　山楽・山雪・永納と九条幸家』[38]は、そのプロローグにおいて京狩野家とは何かについて触れ、その歴代を列挙したあと、「彼らは作画を家業とし、京都画壇で確たる地位も占めていた。名門といってよい。ところが、永祥が当主だった時期に明治維新を迎え、世の中の仕組みが大きく変わった。そして、この変化に伴い、京狩野家は画業から離れていった。京狩野家の作画は、江戸時代の社会構造の中で成立するものだったということになる」と述べる。本稿で見てきた宮廷絵師の多くにとっても同

様に、画業は「江戸時代の社会構造の中で成立するもの」だったのだろう。明治に入って画業を離れた者も多かった。しかし、その一方で、新時代に上手く対応し命脈を保った者もある。ただし、それも、多くの場合一代限りのことであり、家としての存続ではなかった。近代はすでに家と職が固く結ばれた時代ではなかった。そういう意味では、家の職業としての絵描きというものは「江戸時代の社会構造の中で成立するもの」だったのである。

註

(1) 林屋辰三郎編著『幕末文化の研究』一九七八年、岩波書店、三頁・十頁。ちなみに同書巻末所収の「幕末文化年表」も、『化政文化の研究』所収「化政文化年表」のあとを承けて天保九年（一八三八）から始まる。

(2) 子母澤寛『幕末奇談』（文春文庫）一九八九年、文芸春秋社。

(3) 半藤一利『幕末史』二〇〇八年、新潮社。

(4) 水林彪『日本通史Ⅱ近世　封建制の再編と日本的社会の確立』一九八七年、山川出版社。

(5) 宮地正人『日本通史Ⅲ近現代　国際政治下の近代日本』一九八七年、山川出版社。

(6) 宮地正人・佐藤信・五味文彦・高埜利彦編『新体系日本史1国家史』二〇〇六年、山川出版社、xi頁。

(7) 宮内庁書陵部蔵『修理職御用』（五一五―三）。

(8) 脇坂淳『京狩野の研究』（二〇一〇年、中央公論美術出版）、森岩恒明『江戸幕府御用絵師住吉家の研究』（二〇〇二年一月、学習院大学大学院人文科学研究科に提出の修士論文）。

(9) 宮内庁書陵部蔵『御造営画工願書留』（五一五―三）。

(10) 宮内庁書陵部蔵『御造営御用掛日記』（明―三六七）。

(11) 武田庸二郎「寛政度禁裏御所造営における絵師の選定について」、同「解題『禁中御用絵師任用願』（『身元紀』）について」（武田庸二郎・江口恒明・鎌田純子編『近世御用絵師の史的研究―幕藩制社会における絵師の身分と序列―』思文閣出版、二〇〇八年、七八～一二九頁、二二三～二二四頁）

(12) ここに含まれる長沢芦舟だが、先々代芦洲と混同され、芦洲が安政度に御用を勤めたと書かれることもあるが、大前美寿々『長澤蘆雪の伝記資料について』（二〇一三年十二月、広島女学院大学に提出の卒業論文）が述べるように、安政度の御用は芦洲没後であり、御用を勤めたのは芦雪から数えて四代目の芦舟である。また、大前の指摘する通り、芦雪の没後、弟子が養子となって長沢の家名を継ぎ、「芦」を通字として幕末まで四代続き、宮廷御用を勤めたことから考えて、逸話に言われるような芦雪の評価は宮廷とは無縁であったことになる。

(13) 宮内庁書陵部蔵『造内裏御用帳』（五一五―三）。

(14) 前掲註(11)武田庸二郎「寛政度禁裏御所造営における絵師の選定について」、同「解題『禁中御用絵師任用願』（『身元紀』）について」。

(15) 『叢書京都の史料7京都武鑑　上』二〇〇三年、京都市歴史資料館、二五頁。

(16) 前掲註(15)『叢書京都の史料7京都武鑑　上』二七頁。

(17) 『叢書京都の史料8京都武鑑　下』二〇〇四年、京都市歴史資料館、三五頁、および前掲註(15)『叢書京都の史料7京都武鑑　上』二九頁。

(18) 前掲註(15)『叢書京都の史料7京都武鑑　上』三一頁。

(19) 『皇室の至宝8御物　障屏・調度Ⅲ』一九九二年、毎日新聞社、図三三～三六、二一四頁に解説。なお、宮島新一による解説では「この絵師は円山、四条派に学んだことが推測される」とあるが、京狩野の弟子だったことや、生まれや住所、実名が判明する。

(20) 前掲注(15)『叢書京都の史料7　京都武鑑　上』を見ると、安政二年版（乙）・（丙）・安政三年版（七一・七三・七五頁）に「禁裏御賄頭」の鈴木権十郎に続けて「同勘使買物使兼」として篠原友太郎・中村雅太郎が載る。安政二年版（甲）（六九頁）までは篠原友太郎の名は見えず、安政五年版（甲）（七七頁）以降は中村雅太郎が御賄頭となって、「同勘使買物使兼」二名も別に者に替わっている。

(21) 一旦、所司代・禁裏附で差支えなしと判断され、武家伝奏をはじめ宮廷側でもそのように理解していたにもかかわらず、追って沙汰があると言われ、六月二日なって覆った理由、「子細」こそ、前掲注(8)森岩恒明『江戸幕府御用絵師住吉家の研究』の紹介する同年五月の「幕府からのクレーム」か。篠原友太郎は新調御道具御用に採用されており、この事例から、障壁画筆者の選抜基準と道具類のそれとが異なっていたことが明らかになる。

(22) 京都府立総合資料館蔵「原家文書」（館古七三）八。なお、奥書と齟齬するの

で、この部分は原家で写されてのち、追記されたものだろう。

(23) 正宗敦夫編『地下家伝』、一九六八年、自治日報社、九〇一頁。

(24) 『孝明天皇―光芒残照　明治の御代へ』二〇〇四年、霞会館。『京の雅・旧御所展』（一九八六年、朝日新聞社）にも掲載される。

(25) 京都府立総合資料館蔵「平田家文書」（館古三九二）のうち二七六『嘉永七年内裏御造営ニ付御絵御用願書』は絵師十一人からの願書十一通と木村了琢の例書一通を巻子装にしたものだが、「出納」つまり同資料がもともと伝来した出納平田家に宛てた了琢を除き、願書はすべて三条大納言（実万）・坊城前大納言（俊明）の家士宛てで、御道具御用への出願の願書である。

(26) 『書陵部紀要』二四号、一九七二年、宮内庁書陵部、六五～九〇頁。

(27) 『芸術資料館年報』第八号、一九九八年、京都市立芸術大学芸術資料館。

(28) 『荻泉翁コレクション―藝に游ぶ』二〇〇九年、世田谷区立郷土資料館、八八～九七頁。

(29) 前掲註(23)『地下家伝』、一九六八年、自治日報社、三八八頁。

(30) 京都府立総合資料館蔵「下橋家資料」（館古四五八）四七九は表紙に「寿栄君御方女御々入内仮日記」とあるとおり、このときの記録で絵師の御用も散見される。これについては別稿に期したい。

(31) これについては拙稿「近世後期「春日絵所」考―天保五年、原在照への「絵所」職株譲渡をめぐって―」（『美術史研究』三九冊、二〇〇一年、早稲田大学美術史学会）・「勝山家と春日絵所」（『月刊奈良』四七六号、二〇〇七年、現代奈良協会）で紹介したので、詳述は避ける。

(32) 京都府立総合資料館蔵「下橋家資料」（館古四五八）のうち三〇一七『旧使番名簿』は使番だった者かその遺族二百名余の名を載せるが、そこに勝山仲寛・勝山仲継の名がある。雅楽の諱はほかで仲茂とあり、隼人の諱は未詳である。また、琢文の子には内蔵がおり、その諱は仲衡で、隼人と内蔵が同一人か兄弟かは不明。しかし、引用のAからEと、『旧使番名簿』を勘案するなら、勝山家から願い出た者も採用されたものも二人であり、隼人と雅楽が採用されたのち、改名したものと考えられる。引用の②に「伯母様」とあることから仲継は雅楽か。

(33) 『日本近代史辞典』一九五八年、東洋経済新報社、六七七～八頁（付録4）。

(34) 小林丈広『明治維新と京都　公家社会の解体』一九九八年、臨川書店。

(35) 『百年史　京都市立芸術大学』一九八一年、京都市立芸術大学、二五～二六頁。

(36) 早稲田大学図書館蔵『宮中図案』「（チ四―二三三）」。

(37) ちなみに、京都府立総合資料館蔵「下橋家資料」（館古四五八）のうち三〇〇〇『明治四年新貫属士族姓名』は各門跡などの元家士の石高、住所、姓名、年齢などを記すが、これによれば、応挙にはじまる円山家第四代の円山応立は「元円満院」の項に挙げられ、石高は一石八斗、当時、「姉小路室町東江入」在住で五十五歳とあり、朱書きで書き込まれた註記に「大津県貫属之処依願当府為貫属」という。円満院と円山家は、応挙が門主祐常の知遇を得たことに始まるが、幕末までその関係が続いていたことがわかるとともに、少禄とはいえ禄を給される家士として遇されており、これまで考えられていた以上に深い関係があったことが判明する。また、円山家ほどの履歴を持つ家も、貴顕とのつながりを保ちながら、宮廷絵師としての地位安定をはかっていたことがわかる。

(38) 五十嵐公一『京狩野三代生き残りの物語　山楽・山雪・永納と九条幸家』二〇一二年、吉川弘文館、二～三頁。

付記

本稿の内容は二〇一四年五月十六日、早稲田大学で行われた第六十七回美術史学会全国大会での同題の口頭発表をもとに加筆修正を加えたものである。

	生没年	平安人物志																				
		平安人物志 文化十（一八一三）	平安人物志 文政五（一八二二）	平安人物志 文政十三（一八三〇）	平安人物志 天保九（一八三八）	平安人物志 嘉永五（一八五二）	安政度禁裏御所障壁画出願手見セ絵下命日 【※掛】	安政度禁裏御所障壁画出願手見セ絵提出日 【※掛】	① 安政度禁裏御所障壁画 嘉永七・安政二年（一八五四・五五）	② 安政度新調御道具 安政二年（一八五五）	③ 関白鷹司政通への屏風 安政五年（一八五八）二月	④ 関東への御品 安政五年（一八五八）二月	⑤ 和宮降嫁御道具 万延元年（一八六〇）十一月	⑥ 女中方より和宮へ献上 文久元年（一八六一）九月	⑦ 家茂上洛 文久三年（一八六三）	⑧ 東宮御殿障壁画 慶応二年（一八六六）【※江口】	⑨ 平安人物志 慶応三（一八六七）	⑩ 明治天皇即位御道具 慶応三年（一八六七）八月	⑪ 明治天皇即位御道具後仰せ付け分	⑫ 明治天皇即位御道具【※松尾】	⑬ 准后御殿御屏風 慶応三年（一八六七）十月	女御入内 慶応三年（一八六七）十月	明治宮殿揮毫 一八八八年（明治二一）竣工【※明治】	明治宮殿画工調査 一八八五年（明治一八）【※明治】	京都府画学校【※大学】
1 岸岱[越前守、岸昌岱]	1785～1865	○	○	○	○	○	54/6/20		○	○			○		○		○								
2 座田重就[宮内少丞、院雑色、※地下1	1787～						54/6/20	54/7/1	○	○															
3 吉田猥山[順祥＝俊山か？]	1789～							54/7/30											○						
4 蒲生竹山	1789～1867				○	○	54/7/21	54/閏7/20		○							○								
5 吉村孝文	1790～1863			○	○	○	54/7/21	54/閏7/15	○						○										
6 狩野永岳[縫殿助]	1790～1867						54/6/20		○	○		○	○		○										
7 横山清暉	1792～1864			○	○	○		54/7/20	○	○															
8 駒井孝礼	1793～1860					○	54/7/21	54/閏7/15		○															
9 勝山琢文	1793～1862	○	○	○	○	○		54/閏7/5	○				○												
10 石田悠汀	1794～1859					○	54/6/20	54/7/1	○																
11 浮田一蕙	1795～1859		○	○	○		54/7/21	54/閏7/28	○	○															
12 梅戸在親	1795～1883	○	○	○	○	○		54/6/29	○				○		○			○			○				
13 中島来章	1796～1871	○	○	○	○	○		54/7/10	○	○					○										
14 多村挙秀[内蔵寮官人、久成]	1798～			○	○	○	54/6/20	54/7/10	○						○		○	○							
15 森一鳳	1798～1871							54/閏7/20	○																
16 狩野文信[越前目]	1800～							54/7/20	○	○					○				○						
17 勝山琢乗								54/閏7/5		○															
18 森義章	1802～1873					○	54/7/30	54/閏7/5					○		○		○	○	○						
19 岸連山[岸徳]	1804～1871			○	○	○		54/6/29	○	○															
20 長澤芦鳳	1804～1871			○	○	○		54/7/11	○	○							○	○	△[※		△[※	松尾＝貼紙有章]			
21 八木奇峯	1804～1876					○	54/6/20	54/7/10	○	○					○		○		□						
22 吉田公均	1804～1876			○	○	○		54/7/20	○																
23 谷口華明	不明			○	○	○	54/6/20	54/7/3	○	○							○								
24 中村春亭	不明			○	○	○		54/7/10	○	○							○								
25 福井徳元							54/6/20	54/閏7/15	○	○															
26 村上西洲							54/6/20	54/9/11・54/9/19再	○																
27 呉玉文							54/6/20		安政2.1.23願下																
28 泉春園				○	○	○	54/6/20	54/7/10		○						○	○		△[※		松尾＝改耕雲]				
29 吉田元鎮							54/6/20	54/7/1		○															
30 山口正信[西園寺家侍、※地下1356頁、	1805～						54/6/20	54/7/10	○				○												
31 土佐光清[土佐守]	1805～1862		○						○	○		○	○		○										
32 前川五嶺	1805～76																○		○						
33 塩川文麟	1808～1877					○		54/7/1	○	○			○		○		○	○	○		○				
34 嶋田雅喬	1808～1881			○	○	○	54/6/20	54/7/10	○						○	○	○	○			△[※	81/9/3出仕			
35 佐々木泉龍	1808～1884[※狩野派]							54/8/30・54/9/19再																	
36 嶋田徳直[近江守、※地下893頁]	1809～						54/6/20	54/7/7	○																
37 吉坂鷹峰	1809～1880[※松尾]				○	○									○		○		○						
38 山田竜渕	～1851[誤りか]				○	○	54/6/20	54/7/10	○	○															
39 鶴沢探龍	～1855				○	○			安政2.2.11死去								○								
40 大原呑舟	～1857					○		54/7/23	○	○															
41 沢渡精斎[広繁、内蔵寮史生]	1811～1885[※地下126頁に					○	54/6/20	54/6/29	○								○		○						
42 内藤叙久[隼人祐、御壺召次]	1812～									○															
43 内海元紀	1812～1887[※松尾]																	○							
44 原在照[近江介]	1813～1871				○	○	54/6/20	54/7/10	○	○	○	○	○		○		○	○	○		○	○			
45 竹村大鳳	1813～1873[※松尾]							54/7/11		○			○					○							
46 中嶋華陽	1813～1877			○	○	○	54/6/20	54/7/10	○							○	○	○			○				
47 土佐光文[左近将監、※松尾＝備前守]	1813～1879				○	○			○	（願書	○	○			○	○	○	○	○		○				
48 大角南耕[菜果]					○	○	54/6/20	54/7/10	○	○															
49 武沢楊岸	不明				○	○	54/6/20	54/7/10	○								○								
50 村上松嶺	不明				○	○	54/6/20	54/6/29	○						○										
51 森寛斎	1814～1894					○	54/7/21	54/閏7/15	○	○													80/6/19出仕	○	
52 熊谷直彦	1814～1913						54/6/20	54/7/1									○							○	
53 海北友樵[将監]	1815～1868					○	54/6/20	54/7/5	○	○			○		○		○	○							
54 勝山琢如[図書]	1815～1868					○	54/6/20	54/7/23							○		○		○						
55 岸龍山	1815～1890					○	54/9/20		○																
56 木村了琢									○																
57 三谷五峰[逸記]	1816～1860					○			○	（願書なし）															
58 重民部									○	○			○		○										
59 横山華渓	1816～1864				○	○	54/6/20	54/6/29・54/7/17再	○	○					○										
60 菱田来成[日東＝※百花]	1816～1873					○	54/7/30	54/閏7/5	○										○		○				
61 岸礼[岸大路左近将曹持礼]	1816～1883						54/6/20	54/7/1									○								
62 円山応立[主水]	1817～1875					○	54/7/21	54/閏7/15		○		○	○		○	○	○	○	○		○				
63 長野梁渓[祐親と同一？生没年相違]	1817～1882[※松尾]																				○				
64 吉村孝一	1818～1874[※松尾]						54/7/21	54/閏7/15	○	○					○	○	○	○							
65 木村了舟[梁舟]	～1875					○	54/6/20	54/7/10	○								○		○		○				
66 林耕雲	～1880					○	54/7/30	54/閏7/5									○		□				80/6/19出仕		
67 山本探斎	不明					○		54/7/10	○	○															
68 柏友篤	不明					○		54/8/30・54/9/19再	○								○								
69 笠川友泉	不明					○		54/8/30・54/9/19再	○																
70 勝山内蔵								54/閏7/5	○																
71 中川主計[②江雲]						○			○	（願書なし）							○								
72 有山旭峯	不明					○		54/7/23	安政2.3.11願下								○								
73 山口素岳						○	54/7/21	54/閏7/15		○															
74 馬渕旭山	不明					○	54/6/20	54/7/10		○							○								
75 佐々木耕栄[藍水]						○		54/7/11		○							○		○						
76 松村月樵[義年]	不明					○		54/12/11		○															
77 高松圭璘						○		54/6/29		○					○				○						

	生没年	平安人物志 平安人物志 嘉永五（一八五二）	平安人物志 天保九（一八三八）	平安人物志 文政十三（一八三〇）	平安人物志 文政五（一八二二）	平安人物志 文化十（一八一三）	安政度禁裏御所障壁画出願手見セ絵下命日【※掛】	安政度禁裏御所障壁画出願手見セ絵提出日【※掛】	① 安政度禁裏御所障壁画 嘉永七・安政二年（一八五四・五五）	② 安政度新調御道具 安政二年（一八五五）	③ 関白鷹司政通への屏風 安政三年（一八五六）八月	④ 関東への御品 安政五年（一八五八）二月	⑤ 和宮降嫁御道具 万延元年（一八六〇）十一月	⑥ 女中方より和宮へ献上 文久元年（一八六一）九月	⑦ 家茂上洛 文久三年（一八六三）	⑧ 東宮御殿障壁画 慶応二年（一八六六）【※江口】	⑨ 平安人物志 慶応三（一八六七）	⑨ 明治天皇即位御道具 慶応三年（一八六七）八月	⑩ 明治天皇即位御道具後仰せ付け分	⑪ 明治天皇即位御道具【※松尾】	⑫ 准后御殿御屏風 慶応三年（一八六七）十月	⑬ 女御入内 慶応三年（一八六七）十月	京都府画学校【※大学】	明治宮殿画工調査 一八八五年（明治一八）【※明治】	明治宮殿揮毫 一八八八年（明治二一）竣工【※明治】
78 岡本常彦	不明			○				54/7/1									○								
79 藤本公徴［菱洲］				○				54/7/10									○								
80 岡村雪蓬				○											○		○	○			○				
81 箕田霞峰				○				54/7/17											○						
82 磯田成章［塵山］				○				54/7/10																	
83 狩野義信［豊前目］							54/6/20	54/7/20																	
84 村上章洲							54/6/20																		
85 林蘭雅	1821～1869			○					○	○			○				○	○	○						
86 長谷川玉峰	1822～1879			○			54/7/30	54/閏7/15							○		○								
87 岡田為恭［式部少丞］	1823～1864			○					○	（願書なし）															
88 岡嶋清曠	1823～1877																○	□	○						
89 岡本亮彦	1823～1883			○				54/7/10	○	○						○	○	○							
90 国分文友	1823～1900			○			54/7/30	54/閏7/5	○						○		○						82/8/28出仕		
91 鈴木百年	1825～1891			○				54/7/20	○	○							○	○			○		80/6/19出仕	○	○
92 長澤芦舟								54/7/11	○										○						
93 畑在周															○										
94 畑南嶺［綱之、※地下：下北面］	1825～［※地下］						54/6/20	54/7/10	○	○															
95 浮田松庵	1826～						54/7/21	54/閏7/28	○	○															
96 岸竹堂	1826～1897							54/6/29	○						○		○	○			○		80/6/19出仕	○	○
97 多村秀文［※地下3内蔵寮官人、久純か	1827～						54/6/20	54/7/10	○	○									○						
98 三上右近将曹［常勝か、※地下783頁近	1828～							54/6/29		○															
99 近藤外記［②梁渓、※地下3＝大舎人寮	1828～？［※地下］						54/6/20	54/7/11	○	○															
100 大口義卿［※地下27中山家諸大夫常善	1828～？［※地下］								○																
101 岸誠［岸昌誠、丹波介］	1828～1867			○			54/6/20	54/7/1		○				○	○		○	△［※松尾＝改清曠］							
102 岸恭［岸五郎、雅楽助］	1829～1874						54/6/20	54/6/29	○	○			○		○			○			□				
103 三谷盛時［幾太郎］	1829～1882［※雲谷］								○	○															
104 蒲生鳩峰							54/7/21			○			○		○		○		○						
105 泉文寵［梅泉］								54/7/1									○								
106 青龍山								54/7/10									○								
107 大角有隣							8/27										○								
108 小島彫斎																	○		○		○				
109 狩野内記［永朝］	1831～1900			○	○																○				
110 徳美在寿［常陸大掾、造酒司史生］	1832～							54/12/10											○				80/6/19出仕？［友泉］		
111 国井応文	1833～1887						54/7/21	54/閏7/15	○				○		○	○		○	○		○		80/6/19出仕	○	
112 山本桃谷［※孝明＝信礼］	1834～1890［※松尾］																	○					80/9/22出仕		
113 鶴沢探真	1834～1893							54/閏7/28	○	○			○		○	○		○	○		○			○	○
114 星野蝉水［馬彦太夫と同一か］	1834～1902［※松尾］												○			○		○			○				
115 望月玉泉	1834～1913［※松尾］							54/7/11	○	○								○					80/6/19出仕	○	
116 長野祐親［※地下8図書寮、※幕末、※	1835～																		○						
117 沢渡広孝［素軒］								54/7/1									○		○						
118 稲田豊章	1837～														○						△［※松尾＝貼紙岸			○	○
119 中島有章	1837～1905							54/7/10	○						○		○	○			□		80/6/19出仕		
120 前川文嶺	1837～1917																○			○			80/6/19出仕		
121 速水基益［※地下18下北面］	1838～																		○						
122 田中有美	1838～1933［※松尾］																	○					82/4/13出仕	○	○
123 嶋田房直［出羽介］	1839～						54/6/20	54/7/10											○						
124 竹川友広	1839～							54/7/10	○								○						80/6/19出仕		
125 座田重慶［安房介、※地下：重義］	1839～						54/7/30	54/閏7/5	○	○					○			○							
126 梅戸在延	1839～1923																	○	○						
127 重数馬								54/7/22	○	（願書なし）					○										
128 青木行従［中務、※地下２召使青木、中	1841～［※地下］																				○				
129 羽田月洲	1841～［※松尾］																		○				80/6/19出仕		
130 八木雲渓	1842～1892														○				○				80/6/19出仕		
131 幸野楳嶺	1844～1895																		○				80/6/19出仕	○	○
132 土佐光武［豊前介、土佐介］	1844～1916［※松尾1848～］							54/閏7/28	○	○					○		○	○	○		○		80/6/19出仕		
133 梅戸在勤	1844～1919																		○						
134 勝山雅楽	1845～							54/7/20	○																
135 岸九岳［※竹堂＝連山の子］	1845～1921［一般に1852～、慶応3年で15歳は幼いか）																	○			○		80/9/22出仕	○	○
136 土佐光章［※松尾＝左近将監］	1848～1875［※松尾］																○	○	○		○				
137 鈴木百僊［松年］	1848～1918																	○			○		80/6/19出仕		
138 原在泉	1849～1916														○			○	○			○	80/6/19出仕	○	○
139 磯野華堂							54/6/20	54/7/1	○	○															
140 林葵山							54/6/20	54/7/1	○	○															
141 長野祐忠［※幕末＝祐親子］																			○						
142 狩野季信																			○				80/9/22出仕		
143 田中正伯								54/6/29	○	○															
144 本多米麓								54/7/1	○	○															
145 安藤丹崕［※百花＝渡辺丹崕か］							54/7/21	54/閏7/15	○	○					○［渡辺丹崕］										
146 荘村柳渚							54/7/30	54/閏7/5	○	○															
147 広瀬柏園								54/12/18	○	○															
148 森峒林							55/1/21	55/1/22	○	○															
149 竹内大膳									○																
150 武田貢							54/6/20	54/7/1	○																
151 富田光影								54/7/11	○																
152 原南荊								54/7/17	○																
153 田中泰嶺								54/7/20	○																
154 谷口靄山							54/7/30	54/閏7/5	○														80/6/19出仕	○	

	生没年	平安人物志	安政度禁裏御所障壁画出願手見セ絵下命日【※掛】	安政度禁裏御所障壁画出願手見セ絵提出日【※掛】	① 安政度禁裏御所障壁画 嘉永七・安政二年（一八五四・五五）	② 安政度新調御道具 安政二年（一八五五）	③ 関白鷹司政通への屏風 安政三年（一八五六）八月	④ 関東への御品 安政五年（一八五八）二月	⑤ 和宮降嫁御道具 万延元年（一八六〇）十一月	⑥ 女中方より和宮へ献上 文久元年（一八六一）九月	⑦ 家茂上洛 文久三年（一八六三）	⑧ 東宮御殿障壁画 慶応二年（一八六六）【※江口】	⑨ 明治天皇即位御道具 慶応三年（一八六七）八月 平安人物志 慶応三（一八六七）	⑩ 明治天皇即位御道具後仰せ付け分	⑪ 明治天皇即位御道具【※松尾】	⑫ 准后御殿御屏風 慶応三年（一八六七）十月	⑬ 女御入内 慶応三年（一八六七）十月	明治宮殿揮毫 一八八八年（明治二一）竣工【※明治】 明治宮殿画工調査 一八八五年（明治一八）【※明治】 京都府画学校【※大学】
155 山田竜仙				54/閏7/20	○													
156 梅元鶴廷				54/12/10	○													
157 星野馬彦大夫					○	（願書なし）												
158 合田掃部			54/6/20	54/7/10[松鳴]		○												
159 小林義成				54/7/10		○												
160 横田公齢				54/7/10		○												
161 横山華逸				54/7/17		○												
162 井上隼人、孝平、一峯						○												
163 篠原友太郎、東攀斎善立[勘使買物使兼]			55/1/16	55/1/19		○												
164 三宅先龍						○												
165 徳力久一						○												
166 橋本龍川			54/6/20	54/7/10					○[龍川のみ要確認]									
167 高山蘭英			54/6/20	54/7/10														
168 渕田蘭薫			54/6/20	54/7/10										○				
169 山本紋蔵			54/6/20															
170 間藤主税			54/6/20															
171 岡本文秀				54/7/1														
172 和田長年				54/7/1														
173 岡本大寿				54/7/1														
174 矢守文口[鹿＋宛]				54/7/1														
175 森石文彰				54/7/1														
176 内藤篤敬				54/7/10														
177 中堀平章				54/7/10														
178 西尾元靖			54/7/1	54/7/23														
179 白井煙村				54/閏7/20														
180 高尾清章				54/7/23														
181 藤林華水				54/7/17														
182 小嶋義勝				54/7/20														
183 松田宮内				54/7/20														
184 辻本貫山			54/7/21	54/閏7/15														
185 松田馬彦			54/7/30	54/閏7/15														
186 村上蘭畹			54/7/30															
187 中川連渓				54/閏7/15														
188 岡本俊彦																		
189 森文礼				54/閏7/20														
190 高嶋春松				54/8/30・54/9/19再														
191 岡本織部			54/9/20															
192 野村訥斎											○							
193 内藤転陽											○							
194 松田祐之													○			○		
195 森応章													○					
196 森直愛[※松尾＝森真愛]														○		○		
197 石田有年														○				
198 川勝秀好											○			○				
199 中村中岳														○				
200 吉田元航														○				
201 山口東山														○				
202 岡本元彦														○				
203 吉田百山														○				
204 中井文弼														○				
205 林蘭台														○				
206 森春岳														○				82/8/17出仕
207 大橋海石														○				
208 金田有山														○				
209 箕田玉簫														○				82/4/13出仕
210 田中巌村														○				
211 長嶋鵬渕														○				
212 高山雪堂															○			
213 伏屋頼母																○		
214 村井中務																□		

※松尾：松尾芳樹「近世土佐派記録（六）」『芸術資料館年報』第8号、1998年、京都市立芸術大学芸術資料館
※江口：江口恒明「慶応二年東宮御殿造営にみる障壁画の制作とその転用」『荻泉翁コレクション』2009年、世田谷区立郷土資料館
※地下：正宗敦夫編輯校訂『地下家伝』1968年、自治日報社
※幕末：『幕末公家集成』1993年、新人物往来社
※百花：『京の絵師は百花繚乱』1998年、京都文化博物館
※狩野派：『近世京都の狩野派』2004年、京都文化博物館
※竹堂：『岸竹堂とその芸術』年、京都府立総合資料館
※雲谷：『雲谷派の系譜』年、山口県立美術館
※孝明：『孝明天皇　光芒残照　明治の御代へ』2004年、霞会館
※大学：『百年史　京都市立芸術大学』1981年、京都市立芸術大学
※明治：『宮中図案』早稲田大学図書館蔵
※掛：『御造営御用掛日記』宮内庁書陵部蔵

Painters' Works for the Imperial Court in *Bakumatsu* era, 1854-1867

FUKUDA Michihiro

The word "*Bakumatsu*（幕末）" means the closing days of Tokugawa shogunate. Though this era is considered that it ended with the collapse of Tokugawa shogunate, *Taisei-hokan*（大政奉還）and *Osei-fukko-no-dai-gorei*（王政復古の大号令）, returning of the administration to the Imperial Court and the restoration decree of Imperial rule in 1867, but there are various views about beginning of this era. This era started from the Commodore Perry's arrival in 1853 is generally accepted view, but SHIMOZAWA Kan（子母澤 寛, 1892-1968）, famous writer in *Showa*（昭和）period, said that he felt *Bakumatsu* had started from *Bunkyu*（文久）period（1861-64）.

This essay traces painters' works for the Imperial Court between the seventh year of *Kaei*（嘉永）period and the third year of *Keio*（慶応）period, 1854 - 1867, from macroscopic point of view, and also traces how these painters survive *Meiji*（明治）period thereafter. The reason why this essay starts from 1854 is that the Imperial Palace and Royal residences were suffered by fire in this year, and reconstructed between 1854 and 1855. Fire occurred at April 6th, the name of the period changed from *Kaei* to *Ansei*（安政）at November 27th in 1854. Therefore this Palace is the latest one which is called *Ansei-do Kinri Gosho*（安政度禁裏御所）, and existent as the *Kyoto Gosho*（京都御所）.

Painters were mobilized in this reconstruction. Numerous *shohekiga*（障壁画）paintings, such as *fusuma-e*（襖絵）, or paintings on sliding panels, *sugito-e*（杉戸絵）on sliding panels made of woods, with which decorate inside of *Gosho*, were mainly produced by painters living in Kyoto. They also painted on garniture such as *byobu*（屏風）, folding-screens, *tsuitate*（衝立）, single-panel screens, simultaneously.

This essay reveals that one hundred forty eight painters applied to this work, and they were screened by positive vetting and practical, finally ninety six of them were selected to be ordered to paint the *shohekiga* paintings. The line-up of painters who produced paintings on garniture is not introduced before this essay.

This essay also introduces following four painters' works, for the marriage of Princess *Chikako*（親子）, known as *Kazu no miya*（和宮）and *TOKUGAWA Iemochi*（徳川家茂）, the 14th *Shogun* in the 1st year of Man-en（万延）period, 1860, for the *Shogun Iemochi's* stay in *Kyoto* in the 2nd year of *Bunkyu* period, 1862, for the succession to the throne of the Crown Prince *Mutsuhito*, known as the Emperor *Meiji* in the 3rd year of *Keio* period, 1867, for the residence of the Empress *KUJO Asako*（九条夙子）, the stepmother of the Emperor *Meiji*, in the same year.

From the painters' line-up we can find trend and some facts. First, *Jige-kanjin*（地下官人）, or the Imperial courtiers were included more than considered. Second, few painters mobilized to these works survived until *Meiji* period, most of them abandoned their life as painters. Third, less number of them continued to be painters, and some of them were employed at *Kyoto-fu ga-gakko*（京都府画学校）, Kyoto City University of Arts in 1880, and selected to the works for *Meiji Kyuden*（明治宮殿）, the Imperial Palace in Tokyo built in 1888.